

経営・労務に役立つ・・・

# Monthly Topics



発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL 03-6205-5405  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3階  
<http://www.deguchi-office.com/>  
バックナンバー <http://www.deguchi-office.com/blog/>

2017年（平成29年）7月号 No.100

## Monthly Topics 第100号

平素より格別の御厚情を賜り厚く御礼を申し上げます

このたび MonthlyTopics 平成29年7月号で第100号を迎えることができました。これもひとえにご購読いただいているみなさまの支えがあつてのことです。こころより感謝申し上げます。

平成16年頃から不定期で発行しておりましたが、平成21年4月号（第001号）から毎月のお知らせとして MonthlyTopics をスタートし、今月で8年4か月となりました。当初は、継続することのプレッシャーから第〇号と記載することは出来ませんでした。が、「あの記事参考にしたよ」「社員に回覧しているよ」などとお言葉をいただくことで、今回まで継続してこることが出来ました。

これからもみなさまからのお役に立てるよう、ホームページの会員専用ページとともに、充実した内容にしてまいります。ご購読いただいておりますみなさまのための MonthlyTopics です。ご意見、ご要望等がございましたらお気軽にご連絡いただければ幸いです。なお、バックナンバーの一部はブログ内にも掲載しておりますので、合わせてご利用いただきますようお願いいたします。

さらに職員一同、専心努力いたす所存でございますので 今後とも変わらぬお引き立ての程よろしくお願い申し上げます。

社会保険労務士法人 出口事務所  
代表社員 特定社会保険労務士 出口裕美

## 社会保険労務士個人情報保護事務所（SRPⅡ） 認証のお知らせ



認定番号：1601173

平成20年に社会保険労務士個人情報保護事務所（SRP）を認証、平成27年プライバシーマークの認定など、個人情報保護につきましては、積極的に事務所移転、設備投資、職員教育などを行って参りましたが、この度、社会保険労務士連合会より新たに社会保険労務士個人情報保護事務所（SRPⅡ）の認証もいただくことができました。

## ■ 働き方改革実行計画発表のその後 ～休み方改革の提唱～

すでに、皆さんもご存知の通り、政府は、3月の働き方改革実現会議において、その実行計画をまとめました。その内容は主に下記の通りです。

1. 非正規の処遇改善（同一労働同一賃金）
2. 賃金引上げ（最低賃金を時給1,000円に）
3. 長時間労働の是正（罰則付きの残業上限を設定、インターバル制度の導入）
4. 転職・再就職支援（転職者受け入れ企業の助成拡大、情報提供を強化）
5. 柔軟な働き方（テレワークを拡大、兼業・副業を推進）
6. 女性・若者の活躍（学び直しの機会拡充、就職氷河期世代の支援）
7. 高齢者の就業促進（65歳以降の継続雇用や定年延長へ助成拡充）
8. 子育て・介護と仕事の両立（保育士や介護職員の賃金・待遇を改善）
9. 外国人材受け入れ（政府横断で総合的に検討）

以上9つの分野に分けて改革の方向性を明示しています。中でも長時間労働の是正については、検討会の中でも時間をかけ、残業を「原則月45時間、年間で360時間」とし、労使で協定を結べば年間720時間まで認めるとしています。特に忙しい月は特例として100時間未満の残業を容認しています。経団連は働き方の自由度が狭まるとして上限規制に慎重でしたが、首相の裁定で上限が決まりました。このような長時間労働の是正取組を後押しする改革で最近では「休み方改革」として様々な検討がされています。

今回はこれらの検討内容について一部紹介します。

### 休み方改革 その1

#### 新たな大型連休「キッズウィーク」構想

休み方改革の中心はプライベート時間の確保です。政府は、学校の夏休みなどの休暇の一部を地域ごとに別の時期にまとめる大型連休「キッズウィーク」の来年からの実施を目指し検討を開始しました。夏休みの平日5日移すことにより前後の土日と合わせて9連休が可能となります。



#### 有給休暇の取得率向上

「キッズウィーク」の導入により、政府は企業に対しても協力を求めています。企業などの有給取得率は2014年、47.6%でした。これを2020年までに70%に引き上げる目標を立てました。これにより「キッズウィーク」の促進を図ると同時に旅行需要の平準化や観光産業の活性化も期待されています。

### 休み方改革 その2

週休3日制の導入（民間企業の取り組み、佐川急便の例）

物流大手の佐川急便は、正社員のトラック運転手に週休3日制を導入し、給与水準は週休2日制の場合と同程度を確保するとしています。また、休日には他の仕事との兼業も認めています。週休3日制は「変形労働時間制」を活用して、所定労働時間は変わらない見込みです。週休3日制の導入はファーストリテイリングや日本KFCホールディングス、ファミリーマートなど小売り・外食産業が先行し、物流業界を含め、今後も人手不足に悩む様々な業界で導入事例が増えそうです。

一方で、兼業を認めていることについては、長時間労働や割増賃金等の課題が残っています。導入が今後進むか否かは、これらの課題の解消如何と言えるでしょう。

以上「休み方改革」について一部を紹介しました。働き方改革実行計画の詳細については、首相官邸HP：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/>をご覧ください。

## ■ 熱中症は予防が大切！「職場における熱中症予防対策」

地球の温暖化による気温の上昇や、周辺よりも気温が上がる都市部のヒートアイランド現象、密閉された職場環境でのエアコンへの体の慣れ、また近頃の節電意識の高まりなど、これらすべてが脱水リスクを上げており、わたしたちは「かくれ脱水」環境で日々を過ごし、熱中症への危険の中で働いているかもしれません。最近の職場における熱中症の発生件数は、災害性腰痛に次いで多く、亡くなる人は毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えています。

### ■ 意外に多い業務中の熱中症

熱中症は暑い時に外にいてかかると思われがちですが、屋内にいても熱中症になってしまう可能性があります。室温30度以上、湿度が60%を超えると熱中症が起こりやすくなります。オフィスビルなどの事務所で働く人の労働環境を適正に保つために制定された「事務所衛生基準規則」にもありますが、事務所の環境や湿度はしっかりと管理しなければいけません。パソコンやプリンター、複合機などの機械が集中している場所は室温が他の場所よりも高いことがあります。また、熱中症になるかどうかは、職場の就業環境だけではなく、労働者個人の体調などによるところもあります。睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等も熱中症の発症に影響を与えるおそれがあるため、日常の健康管理の指導、必要に応じて、健康相談を行いましょう。

### ■ 熱中症の分類と対処方法

熱中症とは、気温や室温が高い中で、体内の水分や塩分（ナトリウム）などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、様々な不具合を起こす症状のことです。



重症度	症状	対処	医療機関への受診
軽	めまい、立ちくらみ、こむら返り、手足のしびれ	涼しい場所への移動 安静・水分補給	症状が改善すれば受診の必要なし
中	頭痛、吐き気、体がだるい、体に力が入らない、集中力や判断力の低下	涼しい場所への移動 体を冷やす・安静 十分な水分と塩分の補給	症状が改善すれば受診の必要なし 口から飲めない場合や症状の改善が見られない場合は受診が必要
重	意識障害、けいれん、高体温、運動障害	涼しい場所へ移動安静 体が熱ければ保冷剤などで冷やす	ためらうことなく救急車(119)を要請



## ■ 開始から 12 年 「クールビズ調査」の結果から

### ● 開始から 12 年の「クールビズ」

環境省が 2005 年の夏から推し進めてきた「クールビズ」ですが、今年も環境省が推奨している実施期間は昨年と同様、5月1日～9月30日となっており、すでに各企業でも取組みが始まっているようです。

この「クールビズ」は、開始から 12 年が経ち、夏になると対応した着こなしが提案されたりするなど、社会的に浸透している取組みとなっています。



### ● 認知度は 9 割超 実施率は約 6 割

一般財団法人日本気象協会が、天気予報専門メディア「tenki.jp」内の『tenki.jp ラボ』で 20 代から 50 代までの会社員（男女計 400 名）を対象に実施した「クールビズに関するアンケート調査」によると、「クールビズを知っている」と答えた人は 98.3%に上ったそうです。

ほぼ全員が知っていると言える数字ですが、一方で、クールビズを「実施したことがある」と答えた割合は 61.5%と、認知度と実施率にはギャップのある結果となっています。

### ● 「関東・甲信地方」では実施率が高い

上記の調査では地方別の実施率も示されており、最も実施率が高い地方は「関東・甲信」で、75.0%という結果となっています。以下、「中国」「沖縄」（いずれも 70.0%）と続いており、逆に最も実施率が低い地方は「東北」で 52.5%となっています。また、「九州」も 55.0%と低くなっています。

これらの結果を見ると、単純に屋外の気温や湿度の関係だけによって実施率が左右されるわけではないことがわかります。

### ● 働きやすい職場環境を保つことが重要

環境省では「室温 28 度」で快適に過ごせる取組みを推奨していますが、中には「28 度では不快なのではないか？」という意見も出ているようです。

同省は、推奨している室温 28 度という設定温度は「空調の設定温度」ではなく、あくまで「室温」であるとしています。冷房の設定温度を 28 度とすると不快な暑さを感じる場合もあるかもしれませんので、「午後は西日が当たりやすい」「オフィス機器が熱源となっている」など、職場の環境によって冷房の設定温度は調整が必要になるでしょう。

今年も 8 月は猛暑になると予想されています。職場の状況に合わせて快適な職場環境を保ち、暑い夏を乗り切りたいものです。

